

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第22号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 企業がその所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合は、<u>ア及びイ</u>に掲げるもののほか、新たに設置する工場の生産施設（物の製造工程又は加工工程を形成する機械及び装置が専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する工場の生産施設的面積より増加すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 企業がその所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合は、<u>ア及びイ</u>に掲げるもののほか、新たに設置する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積が廃止する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積より増加すること。</p> <p>(3) 情報処理関連施設（コールセンターを除く。<u>以下この号において同じ。</u>）次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア <u>次のいずれかに該当すること。</u></p>	<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工場 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア <u>過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた工場に付随する工場を設置するものでないこと。ただし、新たに異分野の事業を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 企業がその所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合は、<u>アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する工場の生産施設（物の製造工程又は加工工程を形成する機械及び装置が専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する工場の生産施設的面積より増加すること。</u></p> <p>(2) 試験研究施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア <u>過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた試験研究施設に付随する試験研究施設を設置するものでないこと。ただし、新たに異分野の事業を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 企業がその所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合は、<u>アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積が廃止する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積より増加すること。</u></p> <p>(3) 情報処理関連施設（コールセンターを除く。）次に掲げる要件の<u>いずれかを満たすこと。</u></p> <p>ア <u>助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が10人以上であり、かつ、</u></p>

(ア) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が10人以上であること。

(イ) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者のうち県内の高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校をいう。以下同じ。）を卒業し、又は修了したものの数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者のうち県内の高等学校等を卒業し、又は修了したものの数の平均が5人以上であること。

イ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する情報関連施設の座席数（情報処理の用に供される端末機器を備えた座席の数をいう。以下同じ。）が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。

(4) 情報処理関連施設（コールセンターに限る。以下この号において同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が50人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が50人以上であること。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域内においては、助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が25人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が25人以上であること。

イ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アに掲げるも

その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が10人以上であること。

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者のうち県内の高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校をいう。以下同じ。）を卒業し、又は修了したものの数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者のうち県内の高等学校等を卒業し、又は修了したものの数の平均が5人以上であること。

(4) 情報処理関連施設（コールセンターに限る。） 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が50人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が50人以上であること。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域内においては、助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が25人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が25人以上であること。

のほか、新たに設置する情報関連施設の座席数が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。

(5) 略

ア・イ 略

(6) 略

ア～オ 略

(香川県補助金等交付規則の適用)

第16条 条例第5条第1項の助成金は、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第2条第1項第3号に規定するものとする。

別表（第12条関係）

1・2 略

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア コールセンター以外の情報処理関連施設

略

備考 県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置した場合の助成金の算定は、別に定める方法による。

イ コールセンター

略

備考 県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置した場合の助成金の算定は、別に定める方法による。

4 略

(5) 観光施設（複合観光施設を構成する施設以外の施設に限る。）次に掲げる要件を満たすこと。

ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた観光施設を譲り受け、若しくは賃借し、又はこれに付随する観光施設を設置するものでないこと。

イ・ウ 略

(6) 観光施設（複合観光施設を構成する一の施設に限る。）次に掲げる要件を満たすこと。

ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた観光施設を譲り受け、若しくは賃借し、又はこれに付随する観光施設を設置するものでないこと。

イ～カ 略

(香川県補助金等交付規則の適用)

第16条 条例第5条第1項の助成金は、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第2条第3号に規定するものとする。

別表（第12条関係）

1・2 略

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア コールセンター以外の情報処理関連施設

略

イ コールセンター

略

4 略

第1号様式（第5条関係）
 (その1)・(その2) 略
 (その3)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書（情報処理関連施設）

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申 請 者
 所在地
 名 称
 代表者の氏名
 (担当者名) (電話番号) ㊟

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設の名称
- 2 情報処理関連施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新 た に 設 置 す る 施 設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
端末機器を有する座席数	席	席	席

(注意) 申請者が所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する情報処理関連施設の敷地面積、建築面積及び情報処理の用に供される端末機器を備えた座席数を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額 円

土 地	円 (m ² 、	年 月 日取得)
家 屋	円		
償却資産	円		
- 5 賃借料（年間）
 事 務 所 円
 機 器（5年以上のリースに限る。） 円
- 6 従業員数
 新規常用雇用の数 人
 新規短時間労働者の数 人
 ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。
- 7 設置計画
 (1) 着手（契約）予定年月日 年 月 日
 (2) 完成予定年月日 年 月 日
 (3) 業務開始予定年月日 年 月 日
- 8 添付図書の日録

第1号様式（第5条関係）
 (その1)・(その2) 略
 (その3)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書（情報処理関連施設）

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申 請 者
 所在地
 名 称
 代表者の氏名
 (担当者名) (電話番号) ㊟

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設の名称
- 2 情報処理関連施設の所在地
- 3 施設計画

敷地面積	m ²
建築面積	m ²
情報処理の用に直接供される部分の面積	m ²

- 4 投下固定資産額 円

土 地	円 (m ² 、	年 月 日取得)
家 屋	円		
償却資産	円		
- 5 賃借料（年間）
 事 務 所 円
 機 器（5年以上のリースに限る。） 円
- 6 従業員数
 新規常用雇用の数 人
 新規短時間労働者の数 人
 ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。
- 7 設置計画
 (1) 着手（契約）予定年月日 年 月 日
 (2) 完成予定年月日 年 月 日
 (3) 業務開始予定年月日 年 月 日
- 8 添付図書の日録

(その4)・(その5) 略

第10号様式 (第17条関係)
(表)

8.5センチメートル	
写 真	身 分 証 明 書
	第 号
	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日生
上記の者は、香川県企業誘致条例第9条第1項の規定による立入調査をすることができる 職員であることを証明する。	
	年 月 日発行
	香川県知事 印
5.5センチメートル	

(裏)

略

(その4)・(その5) 略

第10号様式 (第17条関係)
(表)

8.5センチメートル	
写 真	身 分 証 明 書
	第 号
	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日生
上記の者は、香川県企業誘致条例第9条第1項の規定による立入調査をすることができる 職員であることを証明する。	
	年 月 日発行
	香川県知事 印
6センチメートル	

(裏)

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第10号様式による証票は、改正後の第10号様式による証票とみなす。

3 改正後の第4条各号及び別表3の表の規定は、この規則の施行の日以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第3条第3項の規定による申請を行った企業について適用する。

4 改正前の第4条各号及び別表3の表の規定は、この規則の施行の前に行われた香川県企業誘致条例第3条第3項の規定による申請に係る指定及び助成金の額の算定については、なおその効力を有する。